

# 我がまちの 名工

## 技能功労者表彰



昨年11月21日、永年同一職業に従事し、優れた技能を社会発展のために役立て、功績のあった技能職者を顕彰する「平成20年度南国市技能功労者表彰式」が、グレース浜すしで行われました。受賞者の皆さんを紹介します（順不同）。



鍛造工 / 経歴32年

山崎 善博さん  
（植田）

伝統の刃物製法に、「割り込み」「沸かし」という火造りの工程があります。母体となる極軟鉄に刃となる硬い鋼を挟み、約1000度に熱してたたき、一気に接合するこの作業が刃物の切れ味、耐久性を大きく左右する大事な技術です。

師匠（義父）からこの技を受け継ぎ、今では400種類の鎌を打ち分けることができます。

これからも師匠の技術をしっかり守り、それ以上の物を造る夢を持って、精進していきたいです。



機械製図工 / 経歴25年

濱田 幹男さん  
（外山）

機械設計の業務に携わり25年余りになりますが、その間のCAD（コンピュータ支援設計）などの技術はもとより、制御関係および生産機械の発展に伴い、設計技術に関係する周りの環境の進歩も目覚ましいものがあります。

設計技術者として新しい技術を習得し、機械工業の分野と産業全体の発展に役立つように、今回の受賞を今後の励みに、一層の努力をしていきたいと思っています。



美容師 / 経歴39年

岩原 澄子さん  
（岡豊町笠ノ川）

日常の美容室の仕事、和装着付、化粧、日本髪（かつら）の結い上げと、自分なりに努力をしてきました。

この受賞を励みに、「職は一生勉強」と自分の技術の向上、そして若い美容師さんたちの育成にもお役に立てるよう、努めていきたいと思っています。



金属加工作業工 / 経歴35年

北岡 光男さん  
（前浜）

SEGの前身である陵和工業に入社以来、35年が経ちました。その内、32年をプレス・板金部門で従事してきました。最初は、何も分からないことばかりで毎日が大変でした。しかし、複雑な形状の物など、何日も試行錯誤をしてやっとできた時のうれしさは、何とも言えないものがありました。

これからは、今までの経験と技術を、後輩の指導に役立てていきたいと思っています。また、向上心や挑戦する気持ちを忘れず頑張っていきます。



造園師 / 経歴27年

島井 謙二さん  
（左右山）

父が造園業を営んでいた関係で、昭和55年から父に師事し、日本古来の庭園・樹木剪定などの造園技術を習得しました。近年、庭園の形式も変わってきていますが、日本古来の庭園の伝統を守りながら、現代庭園との融合を図った庭作りをしていきたいと思っています。

この受賞を機に一層努力し、技能向上に努め、日本古来の伝統を後世に伝えていく意味でも、後継者育成に寄与していきたいと思っています。

# 平成21年度 住民税（市・県民税）の変更点

公的年金からの住民税の特別徴収が始まります  
(平成21年10月支給分の年金から)

\*住民税非課税の方や、年金所得に対する住民税がかからない方は対象となりません。なお、年金以外の所得(給与、営業など)に対する住民税は、従来の納付方法で変更はありません。

年金特別徴収の条件

▶65歳以上で、老齢等基礎年金の年額が18万円以上

▶介護保険料が年金から特別徴収されている

▶年金支給額 > 介護保険料 + 健康保険料(税) + 所得税 + 住民税(年金分のみ)

\*年金特別徴収に該当しなくなった場合は、後日変更の通知をお送りします。

寄付金控除制度が改正されました

対象の寄付金の5千円を超える部分の10%が「税額控除」となり、住民税の所得割から差し引かれます。また、『地方公共団体に対する寄付金の特例』が新設されました。

\*寄付金の控除対象限度額は総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の30%です。

税額控除額 = 基本控除額 + 特例控除額

▶基本控除額 = (控除対象寄付金額 - 5千円) × 10%

▶地方公共団体に対する寄付金の特例控除額 (上限は住民税所得割額の10%です)

= (地方公共団体に対する寄付金 - 5千円)

× (90% - 所得税の限界税率)

住民税住宅ローン控除の申告をお忘れなく

前年分の所得税で住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を受けている方で、平成18年12月末日までに入居されている方は、税源移譲に係る住民税住宅ローン控除の対象となる場合があります。対象となる方は、申告書の提出をお願いします(申告書は南国市ホームページからも印刷できます)。

お問い合わせは

税務課市民税係 ( ☎ 8 8 0 - 6 5 5 4 ) まで

## 人権と共生の時代 ⑧2

### 人権教育シリーズ

あなたの周りに認知症の人はいませんか？認知症は、誰にでも起こり得る脳の病気によるものです。85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。認知症では、記憶障害や理解・判断力の障害があることがよく知られています。この障害のため、周りの人との関係が損なわれることがしばしば見られます。そして、介護する家族はとまどい、疲れ、そのいら立ちなどから身体的暴力をはじめとする虐待につながることもあります。

認知症の症状に最初に気づくのは本人です。物忘れや、当たり前にできていた家事や仕事があまくいかなくなるが増え、何となくおかしいと感じ始めます。特に、認知症特有の「言われても思い出せない」ことが続くと、多くの人が不安感を抱きます。うつ状態になったり、周囲が自分を陥れようとしていると妄想的になったりするなど、さまざまな症状が現れてきます。「自分は認知症になつたのではないか」という不安は、健康な時の想像をはるかに超えるものでしょう。認知症の本人に症状の自覚がないというのは誤りです。悲しいのも本人なのです。

### 「『認知症』への理解を深めよう」

しかしながら、認知症を発症しても、周囲の理解とやさしさがあれば、穏やかな生活を送っていくことは可能です。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守りながら支え合っていくには、住み慣れた地域で、自分らしく生きていく「尊厳ある暮らし」を続けていくことができます。

厚生労働省の「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想を推進するキャンペーンの一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」では、「認知症サポーター養成講座」を展開中です。南国市でもこの講座が開催されて多くの市民が受講しました。今後開催されると聞いています。認知症になつても安心して暮らせるまちづくりについて、これからも考えていきたいと思えます。

\*認知症サポーター養成講座の

お問い合わせは

保健課地域包括支援センター

☎ 8 8 0 ・ 6 5 5 6 ) まで

お問い合わせは

人権啓発広報委員会

☎ 8 8 0 ・ 6 5 6 9 ) まで